

答 申

平成 28 年度予算における補助金等について

平成 27 年 12 月 24 日

流山市補助金等審議会

## 目 次

はじめに	1
1 平成 28 年度補助金等予算要求について	1～4
2 審査対象補助金等、審査日程及び判断基準等について	4～6
3 審査対象補助金等の審査結果について	
(1) 総合評価区分	6
(2) 新規及び増額要求補助金等個別評価	7～15
おわりに	15～16

はじめに

今般、流山市長から本審議会に対し、「平成 28 年度予算における補助金等について」の諮問がありました。

これを受け、本審議会は、これまでの数次に亘る審議経緯等を踏まえ、諮問された補助金等について、市の関係部局が作成した「補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン」(以下「実行プラン」という。)及び関係資料等を基に、委員 7 名が市の各関係部局と真摯に質疑等のやり取りをし、これに検討を加え、審査・評価を行いましたので以下のとおり答申いたします。

#### 1 平成 28 年度補助金等予算要求について

平成 28 年度の流山市の補助金等の予算要求を見ますと、全体で 124 件、2,356 百万円(下記(1)表)となっており、これを平成 27 年度予算(下記(2)表)と比較してみますと、総件数での増減(市単独補助金等(増)2 件、国・県補助金等(減)2 件)はありませんが、金額では 206 百万円の増額要求(市単独補助金 30 百万円増、国・県補助金等 176 百万円増)となっています。

その内訳は次のとおりです。

##### (1) 平成 28 年度補助金等予算要求内訳

区 分	平成 28 年度要求		左 の 内 訳				
	件数	要求額 (千円)	市単独補助金等		国・県補助金等		
			件数	要求額(千円)	件数	要求額(千円)	
平成 28 年度要求	124	2,356,289	88	607,802	36	1,748,487	
(一般会計)	119	2,248,832	86	549,502	33	1,699,330	
(特別会計)	5	107,457	2	58,300	3	49,157	
[内訳]							
対 前 年 度 増 減 等 内 訳	平成 28 年度新規要求	4	12,600	3	4,200	1	8,400
	(一般会計)	3	4,200	3	4,200	-	-
	(特別会計)	1	8,400	-	-	1	8,400
	対前年度増額要求	29	849,234	17	313,008	12	536,226
	(一般会計)	26	752,677	16	257,208	10	495,469
	(特別会計)	3	96,557	1	55,800	2	40,757
	対前年度同額要求	68	584,054	54	155,461	14	428,593
	(一般会計)	68	584,054	54	155,461	14	428,593
	(特別会計)	-	-	-	-	-	-
	対前年度減額要求	23	910,401	14	135,133	9	775,268
	(一般会計)	22	907,901	13	132,633	9	775,268
	(特別会計)	1	2,500	1	2,500	-	-

(2) 平成 27 年度補助金等予算内訳

区 分	平成 27 年度予算		左 の 内 訳				
	件数	予算額 (千円)	市単独補助金等		国・県補助金等		
			件数	予算額(千円)	件数	予算額(千円)	
平成 27 年度予算 <sup>[注 4]</sup>	124	2,150,001	86	577,276	38	1,572,725	
(一般会計)	121	2,092,459	84	521,726	37	1,570,733	
(特別会計)	3	57,542	2	55,550	1	1,992	
[内訳]							
内 訳	当初予算計上	119	2,275,473	85	566,444	34	1,709,029
	(一般会計)	116	2,226,431	83	519,394	33	1,707,037
	(特別会計)	3	49,042	2	47,050	1	1,992
	6月補正計上 <sup>[注 1]</sup>	2	9,500	-	-	2	9,500
	(一般会計)	2	9,500	-	-	2	9,500
	(特別会計)	-	-	-	-	-	-
	9月補正計上 <sup>[注 2]</sup>	2	2,332	2	2,332	-	-
	(一般会計)	2	2,332	2	2,332	-	-
	(特別会計)	-	-	-	-	-	-
	12月補正計上 <sup>[注 3]</sup>	4	137,304	1	8,500	3	145,804
	(一般会計)	3	145,804	-	-	3	145,804
	(特別会計)	1	8,500	1	8,500	-	-

(注 1) 6月補正の国・県補助金等 2 件は、いずれも当初予算に計上がなく補正にて計上したものの(コミュニティ助成事業補助金(建設費) 8,100 千円及びコミュニティ助成事業補助金(活動費) 1,400 千円)である。

(注 2) 9月補正の市単独補助金等 2 件のうち 1 件は、当初予算に計上がなく補正にて計上したものの(流山市国・県文化財保存事業補助金 1,000 千円)であり、他の 1 件は当初予算を増額補正計上したものの(商業振興共同施設設置等事業費補助金 1,332 千円)である。

(注 3) 12月補正の 4 件中、市単独補助金 1 件は、当初予算を増額補正計上したものの(人間ドック等利用助成金 8,500 千円)である。国・県補助金等 3 件のうち 1 件は、当初予算を減額補正したものの(私立保育所運営事業補助金 179,554 千円)であり、他の 2 件はいずれも当初予算に計上がなく補正にて計上したものの(小規模保育事業所整備補助金 33,000 千円、農林水産業の振興に関する補助金(青年就農給付金支援事業) 750 千円)である。

(注 4) 上記(2)表の平成 27 年度予算の件数欄と内訳件数の合計が符合しないのは、当初予算になく補正にて計上したものの(6月補正(国・県) 2 件、9月補正(市単独) 1 件、12月補正(国・県) 2 件)のみを件数カウントしているためである。

上記(1)「平成 28 年度補助金等予算要求」と(2)「平成 27 年度補助金等予算」との比較で増減している主なものは次のとおりとなっています。

①平成 28 年度新規要求補助金等

- 「市単独補助金等」 3 件 4,200 千円
- ・農業振興資金利子補給金 200 千円・・・・・・・・・・( P . 7 参照 )
- ・農林水産業の振興に関する補助金 ( 認定農業者支援事業 ) 3,000 千円  
・・・・・・・・・・( P . 7 参照 )
- ・ポイントカード事業補助金 1,000 千円・・・・・・・・・・( P . 7 ~ 8 参照 )
- 「国・県補助金等」 1 件 8,400 千円
- ・介護予防・日常生活支援総合事業 B 型補助金

②平成 28 年度に大幅に増額要求 ( 10,000 千円超 ) とする補助金等

- 「市単独補助金等」 1 件 67,366 千円
- ・私立保育所整備費補助金 ( 賃貸物件市単独補助分 ) ・・・・・・・・( P . 10 ~ 11 参照 )
- 「国・県補助金等」 2 件 151,457 千円
- ・私立保育所整備費補助金の増額 ( 7 園 9 園 ) 141,597 千円
- ・障害者グループホーム運営費補助金の増額 ( 32 事業所 42 事業所 ) 9,860 千円

③平成 27 年度には予算計上がなく、平成 28 年度に新たに予算要求を行う補助金等

- 「市単独補助金等」 3 件 17,450 千円
- ・障害者福祉施設整備事業補助金 15,400 千円・・・・・・・・・・( P . 10 参照 )
- ・商店街空き店舗有効活用事業等補助金 2,000 千円・・・・・・・・・・( P . 13 参照 )
- ・エコアクション 21 認証登録支援事業補助金 50 千円・・・・・・・・( P . 13 ~ 14 参照 )
- 「国・県補助金等」 1 件 37,589 千円
- ・地域密着型サービス等施設整備事業補助金

( 注 ) 制度自体は既に存在するが、平成 27 年度には該当事案がなかったため予算計上しなかったものである。したがって、( 1 ) 表では新規ではなく増額要求補助金等とした。

④平成 27 年度には予算計上したが、平成 28 年度には該当する事案がないため予算要求を行わない補助金等

- 「市単独補助金等」 2 件 1,100 千円
- ・農業生産法人設立事業補助金 100 千円
- ・流山市国・県文化財保存事業補助金 ( 前年度補正予算計上 ) 1,000 千円
- 「国・県補助金等」 4 件 90,776 千円
- ・子育て世帯臨時特例給付金 81,000 千円
- ・福祉ホーム事業費補助金 276 千円
- ・コミュニティ助成事業補助金 ( 建設費 ) <前年度補正予算計上> 8,100 千円
- ・コミュニティ助成事業補助金 ( 活動費 ) <前年度補正予算計上> 1,400 千円

⑤平成 27 年度限りの補助金等

- 「市単独補助金等」 2 件 9,500 千円
- ・防犯灯部品交換費補助金 2,300 千円
- ・認可外保育施設等保育料助成金 7,200 千円

平成 28 年度予算要求額と平成 27 年度予算額との比較で、「市単独補助金等」が 30 百万円の増額となっていますが、その主な要因は、上記②の「私立保育所整備費補助金(賃貸物件市単独補助分)」の 67 百万円の増及び③の「障害者福祉施設整備事業補助金」の 15 百万円の増であり、これらを除くと 52 百万円の減額となっており、全体的には圧縮された内容の予算要求となっています。

一方、「国・県補助金等」は、前年度との比較で 176 百万円と大幅な増額となっています。ただ、これを前年度当初予算額(1,709 百万円)と比較してみますと、約 39 百万円程度の増額となっています。これは、前年度補正予算において、「私立保育所運営事業補助金」が子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、延長保育促進事業(基本分)、保育所分園推進事業、保育士等処遇改善臨時特例事業の三事業が児童運営業務委託料に組み込まれこと等により補助金等予算額が大幅減額(180 百万円)となったことが大きな理由<(2)表の(注)3 参照>であります。平成 28 年度予算要求では、その減額に匹敵する上記②の「私立保育所整備費補助金」の大幅増額要求及び③の「地域密着型サービス等施設整備事業補助金」の要求等があるため、結果として前年度に比較して 176 百万円の増額となっています。

## 2 審査対象補助金等、審査日程及び判断基準等について

今回の諮問は、平成 28 年度予算の策定に当たって、「新規要求及び増額要求補助金等について」本審議会の意見を求められたものであります。

したがって、これを受けての審査対象補助金等及び審査の判断基準等については次のとおりとしました。

### (1) 審査対象補助金等

審査対象の補助金等は、平成 28 年度新規・増額要求補助金等(33 件)のうち、「国・県補助金等」13 件(新規 1 件・増額 12 件)を除く「市単独補助金等」20 件(新規 3 件・増額 17 件)としましたが、このうちの「政務活動費」については、平成 26 年 10 月 1 日付け本審議会答申において「議会の議論に委ねる。」こととしたことから、実質の審査対象補助金等は当該活動費を除く 19 件(新規 3 件・増額 16 件)としました。

また、審査に当たっては、「実行プラン」等を基に市の担当部局からのヒアリングを 2 日間に亘って行い、その後各委員からそれぞれの補助金等について個別に評価・意見を求め、これらに基づき審議し、本審議会としての「総合評価」を決定するとともに、評価意見を付記いたしました。

### (2) 審査日程

日 程	審 査 内 容	備 考
11 月 4 日(水)	市長より「諮問」 「今後の審査日程」、「審査対象補助金等」及び「判断基準」並びに「総合評価区分」等を決定	

11月11日(水)	「新規要求・増額要求補助金等」についてヒアリング	〔所管課〕
	・重度障害者自動車燃料費助成金	(障害者支援課)
	・福祉タクシー利用補助金	( " )
	・身体障害者住宅改造費助成金	( " )
	・障害者支援施設等通所交通費助成金	( " )
	・障害者福祉施設整備事業補助金	( " )
	・就労支援施設利用者負担助成金	( " )
	・私立保育所整備費補助金(賃貸物件市単独補助分)	(子ども家庭課)
	・私立幼稚園心身障害児指導補助金	( " )
・私立幼稚園園児補助金	( " )	
11月18日(水)	「新規要求・増額要求補助金等」についてヒアリング	〔所管課〕
	・企業立地促進奨励金	(誘致推進課)
	・中小企業資金融資利子補給金	(商工課)
	・商業振興共同施設設置等事業費補助金	( " )
	・商店街空き店舗有効活用事業等補助金	( " )
	・エコアクション21認証登録支援事業補助金	( " )
	・ポイントカード事業補助金	( " )
	・農業振興資金利子補給金	(農政課)
	・農林水産業の振興に関する補助金(認定農業者支援事業)	( " )
	・私立保育所AED設置事業補助金	(保育課)
・人間ドック等利用助成金	(国保年金課)	
11月25日(水)	個別補助金等ごとに「評価」を審議、併せて「評価コメント」等について協議	
12月2日(水)	「同上」	
12月9日(水)	個別補助金等ごとの「総合評価」及び「評価コメント」等を最終決定 「答申案」について協議	
12月16日(水)	「答申書」を決定	
12月24日(木)	市長へ答申	

### (3) 判断基準及び総合評価区分

①「判断基準」は、以下の五項目で行いました。

審査項目		判断基準
公益性	・市の政策目的に合致している。 ・市民の福祉の向上に役立っている。	・市の政策目的に沿い、公共性があるか。 ・市民の福祉の向上に役立ち、公益性があるか。
公平性	・事業の効果が広い範囲に及ぶものであって、特定の団体・個人に特権	・公平に市民に利益をもたらすものか。 ・長期にわたり交付し、補助事業がマンネリ化、

	的恩恵を与えるものでない。	既得権化していないか。 ・同種・類似の事業に対し、補助金の交付に公平感はあるか。
必要性	・補助対象事業の活動内容が、市民ニーズに沿っている。	・市民が望んでいる事業か。 ・継続事業に対しては、時代のニーズの変化に対応しているか。 ・事業を継続する今日的意義があるか。 ・自助努力でやれる事業ではないか。
効果	・事業活動に効果があり、補助金の意義が認められる。	・補助事業の目的に照らし、その効果が十分に現れているか。 ・ムダ使いが無く、費用対効果が適切であるか。
適切性	・事業活動が計画に基づいて行われ、会計処理等が適切に行われている。	・事業活動の実績報告が適切に行われているか。 ・会計処理が適切に行われているか。補助目的から外れていないか。 ・補助金のみに依存することなく、団体に自立性が図られているか。

②「総合評価区分」は、次の四段階での評価としました。

A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
妥当なもの	おおむね妥当なもの	検討を要するもの	不認可とすべきもの

### 3 審査対象補助金等の審査結果について

審査の結果、審査対象補助金等に係る「総合評価区分」及び「個別評価」は次の(1)及び(2)とおりとなりました。

#### (1) 総合評価区分

##### ①新規要求補助金等(3件)

A 評価(妥当なもの)	0件
B 評価(おおむね妥当なもの)	2件
C 評価(検討を要するもの)	1件
D 評価(不認可とすべきもの)	0件

##### ②増額要求補助金等(17件)

A 評価(妥当なもの)	13件
B 評価(おおむね妥当なもの)	2件
C 評価(検討を要するもの)	1件
D 評価(不認可とすべきもの)	0件
その他(審査対象外のもの)	1件



(2) 新規及び増額要求補助金等個別評価

①新規補助金等個別評価一覧

補助金等番号	補助金等名称	28年度 要求額 (千円)	事業の趣旨・目的	総合 評価	評価コメント
71	農業振興資金利子補給金	200	農業後継者及び新たに農業を営む者、経営の安定化と近代化を目指す者に融資機関を通じて農業振興資金を貸し付け、利子補給を行い、効率的で安定的な農業経営を推進する。	B	農業の置かれている現状から、本制度の創設はおおむね妥当と考えるが、創設に当たっては農業関係の従来の資金との違いや整合性、必要性を明確にすることを要望する。
72	農林水産業の振興に関する補助金(認定農業者支援事業)	3,000	本市農業の中心的な役割を担っている認定農業者を支援(環境保全型農業資材購入費の一部補助)することにより、さらなる農業振興を図る。	B	市内農業生産の維持発展のため、努力している認定農業者が環境に配慮した高品質の農産品を市民に提供することを目的とした事業であり、創設はおおむね妥当と考える。ただ、環境保全という名目の下、認定農業者の農業経営改善目標達成に寄与するという説明だけでは不十分である。資材の調達等は基本的には自力で行うべきものである。他の農業従事者との公平性の観点、また、既存補助金等との整合性の面からも市の農業政策全体の中での位置づけを明確にすることを要望する。
84	ポイントカード事業補助金	1,000	流山共通ポイントカード事業(ながぼんカード)を運営する流山商業協同組合が実施する共同売出	C	本市商店街の活性化のために創設した同事業の低迷打破のために本補助事業を創設するとしてい

			事業費等の一部を補助することで、本市商業の振興と市民の利便性の向上に寄与する。		るが、同事業の現況からみると、カード加盟店数拡張への実効性及び事業効果に疑問がある。同事業自体の根本的な見直しが先決と思われる。 検討を要する。
計(3件)			<b>【総合評価】</b> [A評価] 0件、[B評価] 2件 [C評価] 1件、[D評価] 0件		

②増額補助金等個別評価一覧

(注)平成27年度予算額は当初予算額

補助金等番号	補助金等名称 (創設年度・経過年数) (26.10.1答申評価等)	28年度 要求額 (千円)	27年度 予算額 (千円)	対前年 増減額 (千円)	総合 評価	評価コメント
1	政務活動費  創設年度 平成13年 (経過年数 15年)	13,440	11,200	2,240		(注)審査対象外 <参考> 26.10.1答申 ・総合評価 「A」 ・その際の評価コメント 「議会の議論に委ねる。」 今回の増額は、平成27年度の市議会議員改選に伴う平年度化増(前年度予算10ヶ月分計上→平成28年度予算12ヶ月分計上)
3	企業立地促進奨励金  創設年度 平成18年 (経過年数 10年)  【26.12.25答申】 総合評価「A」  【26.10.1答申】 総合評価「A」	18,300	16,300	2,000	A	本奨励金は、本市への企業立地を促進し、本市の産業の振興、雇用機会の拡大等を図るため、誘致立地企業に対し、奨励措置(当該企業の固定資産税及び都市計画税収納相当額を一定期間助成)を講じるものである。 増額は、平成27年10月に立地した企業1社にかかるものであり、妥当である。 市民の雇用機会の拡大等さらなる事業拡大に期待する。

						また、本審議会が要望した「実績・効果等の公開」については、平成 27 年 9 月から市ホームページで掲出されており、評価したい。
13	<p>重度障害者自動車燃料費助成金</p> <p>創設年度 平成 12 年 (経過年数 16 年)</p> <p>【26.10 . 1 答申】 総合評価「A」</p>	14,148	13,048	1,100	A	<p>本助成金は、日常生活を営む上で、公共交通機関を利用することが困難であるため、自動車の運行を必要とする障害者に、その燃料費の一部を助成するものであり、障害者の社会参加及び自立の促進に寄与しているものといえる。</p> <p>増額は、助成対象人員の増加が見込まれることによるものであり、妥当である。</p>
15	<p>福祉タクシー利用補助金</p> <p>創設年度 昭和 57 年 (経過年数 34 年)</p> <p>【26.12.25 答申】 総合評価「A」</p> <p>【26.10 . 1 答申】 総合評価「A」</p>	29,432	20,669	8,763	A	<p>本補助金は、本市在住の重度障害者が利用する福祉タクシーの料金の一部を助成するものであり、重度障害者の社会活動参加の促進に寄与しているものといえる。</p> <p>増額は、規則の改正等に伴う利用者の増加が見込まれることによるものであり、妥当である。</p>
21	<p>身体障害者住宅改造費助成金</p> <p>創設年度 平成 7 年 (経過年数 21 年)</p> <p>【26.10 . 1 答申】 総合評価「A」</p>	900	600	300	A	<p>本助成金は、身体障害者又は当該身体障害者の主たる扶養義務者が、障害者の住宅として適応させるべく住宅の改造を行った場合、その改造に要した費用の一部を助成するものであり、身体障害者及びその家族の日常生活の利便性の向上と自立の促進に寄与しているものといえる。</p> <p>増額は、助成対象者の増加が見込まれることによるものであり、妥当である。</p>

23	<p>障害者支援施設等 通所交通費助成金</p> <p>創設年度 平成 19 年 (経過年数 9 年)</p> <p>【26.12.25 答申】 総合評価「A」</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「A」</p>	5,571	5,464	107	A	<p>本助成金は、福祉作業所等に通所する本市在住の障害者に、通所にかかる交通費を助成するものであり、障害者の社会参加、生活の安定に寄与しているものといえる。</p> <p>増額は、利用者の増加が見込まれることによるものであり、妥当である。</p>
24	<p>障害者福祉施設整備事業補助金</p> <p>創設年度 平成 14 年 (経過年数 14 年)</p> <p>(参考) 「補助金等審議会における評価なし」</p>	15,400	0	15,400	A	<p>本補助金は、市内にグループホーム等を建設する社会福祉法人等に施設整備費の一部を助成することで、在宅障害者が入居可能となり、障害者を抱える介護者の軽減が図られ、障害者が住み慣れた地域で生活ができるようになるとともに、「親亡き後」の安心した体制づくりが期待できることを目的とするものである。</p> <p>障害者支援における市内唯一の社会福祉法人である「まほろばの里」より、グループホームの施設整備に向けての事業計画書の提出があったことから、平成 28 年度において予算要求するものであり、妥当である。</p>
31	<p>就労支援施設利用者負担助成金</p> <p>創設年度 平成 19 年 (経過年数 9 年)</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「A」</p>	436	340	96	A	<p>本助成金は、障害者総合支援法に基づく、就労支援施設利用(原則 1 割負担)に伴う障害者及び家族の負担の軽減を図るとともに、障害者の就労意欲の減退を防止し、障害者の自立の促進に寄与しているものといえる。</p> <p>増額は、利用者の増が見込まれることによるものであり、妥当である。</p>
48	<p>私立保育所整備費補助金(賃貸物件)</p>	81,974	14,608	67,366	A	<p>本補助金は、保育所の整備に当たり、土地の確保に困難さが伴う</p>

	市単独補助分)  創設年度 平成 25 年 (経過年数 3 年)  【26.10.1 答申】 総合評価「A」					<p>本市の現状から、マンション等の一部を利用した賃貸物件による保育所整備に対し、その費用を一部補助することで、子育てにやさしい街づくりを推進する本市として、待機児童の解消策としては当面必要な事業といえる。</p> <p>大幅な増額となっているが、平成 27 年度をもって、これまでの「安心子ども基金」からの助成がなくなることに伴い、同基金からの補助相当額を市が負担することに伴う増加であり、妥当と考える。しかし、現状のままでは、本市の負担は増加の一方となることが危惧される。子育てに関する政策は、国全体で取り組むべき課題の一つでもある。</p> <p>「安心こども基金」に代わる新たな助成制度の構築等、国・県を巻き込んだ対策が必要である。</p>
50	私立保育所 AED 設置事業補助金  創設年度 平成 20 年 (経過年数 8 年)  【26.12.25 答申】 総合評価「A」  【26.10.1 答申】 総合評価「A」	1,211	957	254	A	<p>本補助金は、児童の健康維持、子どもの安全・安心等のため、初期救命に効果のある自動体外式除細動器(「AED」)を設置する私立保育所に対し、その設置・リースに要する費用の一部を補助するものであり、当面はやむを得ないものと思われる。</p> <p>増額は補助対象施設の増加(新設 3 園、既存分所 2 園)に伴うものであり、妥当である。</p> <p>ただ、本審議会としては、私立保育所の経営状況に厳しさがあることは理解するが、現行のままでは長期・固定化となる可能性の高い補助金と指摘してきている。</p> <p>今後の補助のあり方(逡減補助</p>

						率の導入、再リース以降の消耗品の更新等については自前支弁とするなど)についての引き続きの検討を要望する。
77	<p>中小企業資金融資 利子補給金</p> <p>創設年度 昭和 43 年 (経過年数 48 年)</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「A」</p>	14,117	14,000	117	A	<p>本補給金は、中小企業事業者の負担の軽減と経営の安定に寄与し、市内の中小企業者の育成と振興を図るためのものであり、本市中小零細企業の経営安定化に寄与していることは認められる。</p> <p>増額は、利子補給率の引き下げを行うなどの改善を行うものの、平成 24 年度に融資枠を拡大したことによる融資利用者の増加が見込まれることによるものであり、妥当とする。</p> <p>しかし、本審議会としては、長期補助となっていることに加え、企業経営の基盤強化は自助努力が基本であることを常に指摘している。利子補給率の圧縮等を含め引き続きの検討を要望する。</p>
80	<p>商業振興共同施設 設置等事業費補助 金</p> <p>創設年度 昭和 54 年 (経過年数 37 年)</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「B」</p>	324	37	287	C	<p>本補助金は、商店街が設置する共同施設の設置経費等(街路灯等)の一部を補助することで、商店街の環境を整備し、商業の振興及び市民の利便性の向上を図ることを目的としている。</p> <p>今回の増額は、一商店街の街路灯撤去費用の一部補助としているが、新設はともかく撤去費用にまで市が補助することについては極めて違和感がある。しかも、街路灯撤去後は市民の安全・安心のために市の負担において防犯灯の設置が必至となる。他の商店街との公平性の観点からも疑問である。現行の補助要綱をみると</p>

						確かに撤去費用も補助対象となっているが、これは既存街路灯の更新や改修の際の撤去を指しているものであり、今回のような全面撤去を想定したものではないと思われる。検討を要する。
81	<p>商店街空き店舗有効活用事業等補助金</p> <p>創設年度 平成 19 年 (経過年数 9 年)</p> <p>(参考) 【23.10.4 答申】 総合評価「A」</p>	2,000	0	2,000	B	<p>本補助金は、市内商店街の空き店舗の解消を図り、賑わいを創出し、市内の商店街の活性化及び健全な発展を促進するために商業団体が行う商店街空き店舗有効活用事業(賃借する空き店舗の賃料補助)及び商業活性化アドバイザー派遣事業の一部を補助するものである。</p> <p>平成 28 年度に当該事業を活用した新規創業(1 件)を想定しており、おおむね妥当とするが、具体的な補助対象者が示されず、かつ具体的事業計画も見えない。予算計上する以上はその実効性に期待する。</p>
83	<p>エコアクション 21 認証登録支援事業補助金</p> <p>創設年度 平成 25 年 (経過年数 3 年)</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「A」</p>	50	0	50	B	<p>本補助金は、環境関係の認証制度である ISO の取得までは必要としない市内の中小企業が、それに代わるものとして、比較的安い費用でその認証を得ることが可能な制度であり、市内企業育成の観点からも推奨・奨励すべきものであるといえる。</p> <p>平成 28 年度において、1 社からの認証申請があることを想定しての要求であることから、おおむね妥当とするが、具体的補助対象者が示されていない。単に予算計上するに過ぎなくもなく安易とも見られる。また、当該認証取得についてのメリット等が今ひ</p>

						とつ見えないことが取得の進まない原因と思われる。メリット等を再度検討され、幅広く周知し、取得気運の醸成に努められることを要望する。
101	<p>私立幼稚園心身障害児指導補助金</p> <p>創設年度 平成 11 年 (経過年数 17 年)</p> <p>【26.12.25 答申】 総合評価「A」</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「A」</p>	650	450	200	A	<p>本補助金は、私立幼稚園の心身障害児の受け入れを促進し、幼児教育の拡充に寄与しているものといえる。</p> <p>増額は、対象園児の増加が見込まれることによるものであり、妥当である。</p>
102	<p>私立幼稚園園児補助金</p> <p>創設年度 昭和 56 年 (経過年数 35 年)</p> <p>【26.12.25 答申】 総合評価「A」</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「A」</p>	59,255	58,910	345	A	<p>本補助金は、私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差是正を図るものであり、幼児教育の振興に寄与しているものといえる。</p> <p>増額は、私立幼稚園の増加等、園児の増加が見込まれることによるものであり、妥当である。</p>
121	<p>人間ドック等利用助成金</p> <p>創設年度 平成 7 年 (経過年数 21 年)</p> <p>【26.12.25 答申】 総合評価「A」</p> <p>【26.10.1 答申】 総合評価「A」</p>	55,800	44,300	11,500	A	<p>本助成金は、国保被保険者に対する保健事業の一環として、人間ドック等を利用する場合の検査費用の一部を助成することで、被保険者の疾病の予防、早期発見及び早期治療に役立て被保険者の健康の保持増進を図るものである。</p> <p>増額は、平成 27 年度において検査項目の見直し等を行った結果として、追加助成の対象とした脳ドック利用者的大幅増加等が見込まれることによるものであり、妥当である。</p> <p>しかし、本審議会としては、本</p>



					<p>助成金の趣旨・目的は十分に理解するものであるが、現行のままでは、利用者の増加に比例して助成金が増加することとなり、もしも国保会計の改善がなければ、一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない状況が限りなく続いていくことに警鐘を鳴らしているところである。</p> <p>数年後には国民健康保険事業の運営が市から県へと移行することであるが、引き続き国保運営協議会等を通じ、対応策等を検討されることを要望する。</p>
	計（17件）	313,008	200,883	112,125	<p>【総合評価】（注）審査対象外1件 〔A評価〕13件、〔B評価〕2件、 〔C評価〕1件、〔D評価〕0件</p>

おわりに

今回審査対象となった市単独補助金等にかかる実行プラン及び関係資料については、本審議会の意見等に対する考え方や今後の方針等が明確に記載されるようになり、全体としては改善されてきているものと評価いたしますが、その一方で、漠然とした伸び率を乗じるなど依然として積算根拠の曖昧さが見られました。また、特に具体的な補助対象者が見えないにもかかわらず、「補助対象者が見込まれる。」とした安易とも思われる要求があります。むろん市として予算化するということは、政策誘導的側面があることを否定するものではありませんが、市の人口増等に関連して明らかに増額する必要性のある事業費目はともかく、一応予算化しておこうとみられる要求は、予算自体が予定経費であるとはいえ一考を要します。事業費目によっては、補正予算で対応することも一つの考え方ではないかと思われます。今後の検討課題の一つとして問題提起いたします。

平成28年度補助金等予算要求額は、平成27年度予算に比して総額で206百万円の増額要求となっておりますが、このうち国・県補助金等の増額が176百万円とその大部分を占め、かつ、その主たる要因は、子育て支援関係事業の増額や介護関係事業の新設等となっております（1の（1）及び（2）参照）。

本審議会は、平成26年10月1日付の答申の中で、「自治体の歳出で、近年急速に増えてきているのが、国から事実上義務付けられた行政サービス、つまり国と費用を負担しあう医療や介護、生活保護、子育て支援などの国の補助事業で、その占める割合が年々増加してきている。このことが続けば、地方自治体の事業執行にいずれ影響を

及ぼすことになり、自治体単独での行政サービスにしわ寄せがくることが危惧される。」と申し上げましたが、平成 28 年度予算においてもその傾向が続いていることが分かります。当該事業等の必要性については誰しも否定するものではありませんが、問題は負担のあり方だと思います。例えば、今回審査対象となった「私立保育所整備費補助金（賃貸物件市単独補助金）」にみられるように、国等（この場合は安心子ども基金ですが）からの一定期間の助成が終了した後は市が単独負担でその事業を継承しなければならないものが出てきています。これもしわ寄せがきているうちのひとつと思われるます。評価意見としても付記しましたが、子育て支援事業や介護関係事業等は国全体の問題でもあります。数多い国・県補助金等の中でも事業費目にあっては、将来にわたっての負担のあり方等を含め、国・県と十分協議され推進されることを要望いたします。

本答申は、市長からの諮問を受け、委員全員が真摯に議論し、検討を加えた上での貴重な意見等が多く附されています。市におかれては、このことを十分に踏まえられ平成 28 年度予算を策定されるとともに、適正執行に万全を期されるよう強く要望いたします。

平成 27 年 12 月 24 日

流山市補助金等審議会

会 長 山口今朝勝  
副会長 西村象六  
          廣田有里  
          大久保まり子  
          川勝哲  
          中村秋子  
          光川眞壽